

移動等円滑化取組計画書

2019年12月24日

住所 福岡市博多区博多駅中央街2-1
事業者名 博多バスターミナル株式会社

代表取締役社長 宮田 克彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

当社が管理するバスターミナルは、移動等円滑化基準に適合しているが、より高い水準のバリアフリー化を目指す。具体的には視認性向上を図るため館内ピクトサイン・バス路線図の改善をした。また、警備員による巡回もありイベント開催時など多客時の際は声かけ、誘導案内を積極的に実施している。
課題については、フロアのトイレの数が少ないので混雑解消について長期的に話し合っていきたい。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バスターミナル	現在のところ、計画はない

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
特になし	現状は要望があれば、警備員と連携して介助している。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
音声ガイダンス等の充実 ウェブサイトの充実	具体的な計画は未定

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修	年に2回、講師を呼んで全従業員が障害者への声かけ・CS向上研修を受講している。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

館内のピクトサイン・路線図の統一する
他の交通施設の良いところを取り入れる。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	無し	

V その他計画に関連する事項

無し

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。